

明治期における常願寺川の改修工事 Improvement Works of Johganji river in Meiji Era

会員 市川 紀一 **
By NORIKAZU ICHIKAWA

要 旨

富山県の中央を貫流する常願寺川は急流荒廃河川として知られ、過去に幾多の氾濫を繰り返し、流域の住民は艱難辛苦を味わった。特に1858(安政5)年の地震では水源地で約4億 m^3 に及ぶ土砂が崩壊し、現在もなお約半分の土砂が山間に留まっていると言われている。このため一旦大雨ともなると土砂は土石流となって下流域に流失することから、川床は年々上昇して天井川を形成している。

1891(明治24)年の水害による復旧工事では、内務省雇外人デレーケの献策によって大規模な改修工事が実施されたことは良く知られているが、この工事内容は諸文献に簡単な記述が散見する程度で、詳細な設計・工事経緯などは不明であった。

本文では昨年筆者が発見した当時の富山県技術者で、この工事の最高責任者でもある高田雪太郎が残した数多くの記録をもとに工事の内容を紹介するものである。

1. 常願寺川の概要

常願寺川は流路延長56km、流域面積368 km^2 と同じ富山湾に注ぐ神通川、庄川、黒部川などの半分以下の規模に過ぎないが、平均川床勾配1/19~1/107と我国でも屈指の急流荒廃河川である。(図-1 参照)

この川の水源は富山・岐阜両県境を屹立する北の俣岳と立山三山の一つ浄土山で、各々に源を発する真川(はたけ)と湯川とが合流して富山の中央部を北上しながら富山湾に注いでいる。

川は大山町上滝から扇状地を形成し、この地帯は

江戸時代に開拓されて市街地と水田地帯が形成され、現在、県の中心・富山市は神通川との扇状地上にあるなど、流域は富山県の産業・経済基盤として重要な地域となっている。

河川災害史上有名な1858(安政5)年の大水害は同年2月26日に岐阜県北部の跡津川断層を震源とする大地震によるものである。

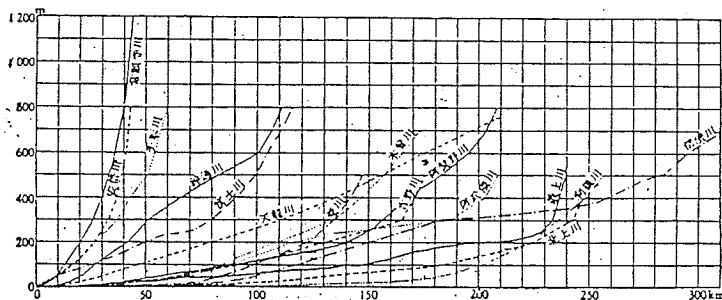


図-1 主要河川縦断勾配図(宮本武雄「治水」1936)

* Keyword : 明治中期 河川工事

** 正会員 北部九州道路メンテナンス㈱ (〒818-01 太宰府市水城2-5-25)

このとき常願寺川水源の大鳶山・小鳶山が崩壊して4億1千万 m^3 におよぶ大量の土砂が押し出されて湯川・真川を塞ぎ止め、一大泥水湖が形成された。この自然のダムは同年3月10日、同月27日、4月26日の3回にわたる融雪出水のために決壊して土石流が下流部を襲い、人家流失4101軒、死者140人、田畑流失34000石の被害があったと記録されている。

この地震による崩壊土は現在に至っても水源地带に残り、かつ、扇頂部に位置する上滝から河口までの約20km間の平均川床勾配は1/66と急流河川を形成していることから、一旦洪水が発生すると流域は土石流で破堤を伴った災害に見舞われ、今日まで数多くの人命と貴重な財産が失われてきた。

明治以降の洪水による水害で大きな被害を受けてた年は1891(明治24)年、1914(大正3)年、1922(大正11)年、1934(昭和9)年、1952(昭和27)年、1964(昭和39)年、1969(昭和44)年などがある。

2. 1891(明治24)年の水害の状況

1891(明治24)7月、北海道中部の低気圧から南西に伸びる前線の通過によって富山県下一帯に大雨がもたらされた。このときの雨量は伏木測候所の記録で17日19.2、18日9.0、19日25.8、20日53.7、21日20.6mm(合計128.3mm)とあり、19日には県内各河川で洪水が発生した。

この日の各河川の量水高は神通川13尺5寸(神通橋脇)、常願寺川16尺(町袋)、庄川10尺5寸(場所不明)、黒部川12尺(愛本)で、県内河川の破堤などによる被害は次のような記録されている。

堤防切所数：270箇所(延長14,349間)、堤防欠所数：606箇所(延長19,881間)、流失建物37戸、破壊戸数：7,512戸、溺死人員：15人、救助人員：12,939人、道路破壊所数：328箇所(延長51,258間)、流失橋梁数：231箇所、破壊橋梁：271箇所、田畑の新荒地985町余、同砂置447町余、同浸水3205町。

この洪水による常願寺川流域の被害は特に甚大で、堤防の決壊延長左岸朝日前650間、大中島560間、大場前600間、馬瀬口1300間、右岸利田前及日置前100間、二ツ屋200間の計3500間、さらに破損した堤防延長が2167間、流失田畑は約600町歩に及んだ。

流域の上新川郡島村では全村が21日間浸水し、被災者は北海道や他地へ移住したと云われている。

この様子を高田は遺稿の中で次のように記述している。『明治24年7月中旬、強雨連日山間の残雪も亦同時に融解し、遂に非常の洪水を来し、堤防大に決潰し左右の田野に氾濫し、家屋を流し、人畜を亡ふものも亦尠ならず。其の害西岸に於て最も甚しく、氾濫せる水は自然湊合し、奔流田地を掘鑿し、終に向新庄村(海岸より凡そ一里半)より一大河を成し、西水橋町の西端に於て海に注けり。而め又河床は土砂石礫一層堆積し、甚しき處に於ては全く堤頭を没するに至り。朝日前(大字朝日村前を云ふなり)の如きは其対岸及び上流に於て破堤ありし、各々堤防は幸ひに決潰を免れたるも河床堤内地より高き事一丈六尺に及びたる處あり。此の時縣下各川出水し就中常願寺、黒部両川尤も甚しく、為に常置委員の急施会を開き、緊急難擱部分、仮締切工費金33,417円6銭7厘を24年度予算に追加する事を議決し、其の内本川に対し21,533円59銭4厘を支出し、假りに破堤し處の仮締切り及び危急の場所の予防工事を施行したり』

また、同遺稿には復旧を開始した経緯について『県庁に於て、直ちにデレーケ氏の意見により、大畧の計画図面及工費予算書を調製したるに、工費潰地代等を含み79万7千余円を要し、之に他の各川堤防道路橋梁等の復旧費、市町村補助費をも合算し、103万7千余円の巨額となれり。是れ因より地方人民の負担に堪ゆべき所にあらざるを以て、森山知事は9月5日富山出発し、水害に関する書類を携へ出京し、同月18日付を以て、政府に水害の惨状を具し、国庫金の補助を稟請し、同月27日内務技師石黒五十二君復旧工事実地調査の為来縣し、県下各川・道路等を巡視し10月14日之を了り』と記述されている。

文中①デレーケは8月6日に来富して9月2日まで県内の災害の状況を視察し、特に常願寺川では最上流まで足を伸ばして立山登山を果たしている。②9月18日付で内務大臣宛に提出された国庫金補助の稟請書には復旧費総額の2/3を願い出ている。③石黒五十二は当時第一(東京)、二(仙台)、三区(新潟)の土木監督署長を兼務しており、8月には小柴保人が第三

区署長に就任した。

また、知事が上京中の9月30日には日本海に高気圧、九州に低気圧の気圧配置から北風が強く吹き、(伏木測候所では最大風速NE19.6m/sec)射水郡沿岸では大波が襲って漁船が多数転覆したり、溺死者72名が発生する災害が発生した。土木施設は防波堤の破壊、橋梁破損等の被害があり、その額は17,140円に達したことから、10月23日付で先の稟請書を総額105万4400円余と修正追加して再度内務大臣宛に稟請した。

3. 常願寺川復旧工事の計画と工事着工

(1) 工事の議会承認

70日余滞京した知事は内務省土木局長から「県議会の議決を経て申し出れば、災害の国庫補助金を帝國議會に付議して下付せん」との諒解を得て11月17日に帰富し、同月20日からの臨時県議会上に臨んだ。

議会の冒頭で知事は今回の災害復旧について次のような趣旨の大演説¹⁾を行なった。「富山県民70万余の人々がこの地で安住できるのは豊富な水に恵まれて多量の米穀が生産できるからである。今後ともこれを維持するためには水を治めて水害を防止しなければならない。今般内務大臣の許可を受けてデレーケ技師が来富し、県内の諸河川を視察した結果、常願寺川については上流の土砂杆止工事を施すのが最善であるが、これは費用が莫大となり不可能であろう。しかし、中流域からの河川改修を施して今後の憂いを除く必要があるとの説明から、私は一大決心して常願寺川の大改修に着手したい。費用は国には現在予備費が30万円しかなく、福岡県も当県の10倍に匹敵する災害を受けたことから、差し当たり両県に対して予備費から125,000円が下付された。残りの国庫金は県議会の議決を経て国会に付議して支給したい旨、土木局長の発言であった」

この臨時議会上に提案された追加予算案は次の通りである。

＊ 収入追加予算 1,049,846円

地租割：450,386円、戸数割：49,973円、国庫補助金：786,656円、備荒儲蓄借入金67,828円

＊ 支出追加予算 1,049,846円

土木費：936,999円

(地方税：234,899円、国庫補助：702,100円)

内、常願寺川改修費用は797,630円

町村土木補助金：112,846円(地方税：28,289円、国庫補助：84,556円)

このときの議会議事録には「今回ノ臨時議會ハ100万円以上ノ議案高ナリシヲ以テ、毎日ノ傍聴満員ナラザルハナク、置県以來未曾有ノ景況ヲ呈シタリ。議會中傍聴席ヨリ絶叫大叫スルモノアリ、警察ヲ配列シテ議場整理ヲナシタリ」とあり、議會は異常な雰囲気の中で審議されたことがわかる。

県議会最終日の11月26日に行なわれた採決では呉(羽)山以東の議員が賛成、呉山以西議員が反対して賛否同数となり、議長が原案を可として予算案は議決された。当日の様子を高田は「朝、雪5寸積もり本年の初雪なり。臨時議會終了す。同夜傍聴し12時に至る。原案通り可決せり」と日記に記述している。

このように議会が紛糾した背景には当時の国・地方自治体行財政の仕組みを理解する必要がある。

すなわち①富山県が1883(明治16)年に石川県から分県した理由の一つに土木費の配分論争があり、その後の富山県為政者の最大課題は治水対策であった。しかし、毎年のように発生する水害の復旧には県民への負担が強いられることから、議會は庄川、常願寺川、黒部川の三大河川を直轄河川に採択されるべく何度も国へ陳情したが受け入れられなかった。

今回、県内全域に発生した災害に対して知事は復旧費の殆どを常願寺川に費する方針を示したが、各市郡から選ばれた議員は反発し、費用の配分に不満が出た。また、何度も国へ建議した直轄河川への採択がなされないことへの官選知事に対する不満が生じた。

②提出議案は多額の国庫補助を受けながらも、地租税を当初予算の地租1円に付11銭から18銭(64%増)、戸数割は一戸付24銭を34銭(42%増)と、大幅な増税案が提出されていた。

当時の地方自治体の予算制度は「地方税規則(1878年制定)」で制度化され、収入の主たる財源は地租税、戸数割、営業税、雑種税等の税金であった。

一方、支出は「地方一般の利害に関するものは地方税で支弁する」と定められて、地方費で負担すべき項目も詳細に決められ、土木費や災害復旧費も原則的には地方費で賄うとされていた。

このため、水害や地震等の災害で巨額な費用を要して補助金を受けるには、その都道府県から内務省へ稟請して裁可を得なければならなかった。しかし、費用の全てが補助されるのではなく、府県は地租税、戸数割等の地方税を増額する処置が採られ、県民の負担が強いられていた。

今回の増税案は、当時の国会で多数派を占める民党(野党)のスローガンでもある地租軽減を主張する「民力休養」に反する行為であり、県議会でも国会の運動と呼応して県当局の提案に強い反発が生じたものと解される。

表-1は当該年度の富山県の当初予算と決算額の比較表、表-2は1894(明治27)年の水害時に作成された資料で、過去10年間の治水費総額100万円以上の県別治水費の一覧表である。これらの資料から富山県が一戸当りの地方税、地租1円当りの治水費が全国で最高額となっており、一旦災害が発生すると県民へ大きな負担が強いられたことがわかる。

表-1 1891(明治24)年度予算・決算額

		当初予算	決算	増減率
収 入	地 租 税	89,513	248,990	2.78
	戸 数 割	35,482	90,463	2.55
	営 業 税	48,051	52,125	1.08
	雑 種 税	29,819	33,055	1.11
	国庫補助	0	801,354	
入	借 入 金	0	53,130	
	歳入合計	237,557	1,330,628	5.60

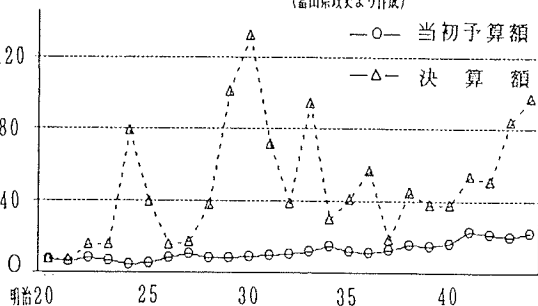
支 出	土木費	48,098	789,915	16.42
	出 入 換 算	43,470	143,798	3.31
	歳出合計	237,557	1,071,440	4.51
	繰越金		232,619	

また、図-2は明治年間の富山県土木費の推移で、水害の発生した年度は土木費は急騰し、県総予算の80%を越える年もあった。以上のように治水の事業費の増大は県予算を圧迫して、学校設立等の教育費や産業振興のための勸業費などの予算が十分確保できず、1894(明治27)年11月の通常県会では土木費予算を巡って知事を弾劾し不信任案が決議される事態にまで至ったこともあった。

表-2 県別治水費一覧(1883~1892)

県 名	治水費総額	地 方 税 年平均額	一戸当り 地方税額	地 租 1 円 当 り 地方税治水費
岐阜県	3,067,400	75,672	42.0厘	10.5厘
新潟県	2,757,662	202,792	69.1	12.3
富山県	2,445,605	127,442	85.7	15.8
兵庫県	1,486,680	65,257	20.6	3.6
埼玉県	1,483,314	126,139	72.5	9.0
宮城県	1,159,879	61,726	55.9	10.3
和歌山県	1,117,485	48,349	40.9	9.0

図-2 明治年間の土木費推移(町村土木補助費を除く)
(富山県史より作成)



国庫補助金は第二回帝国議会に付議される予定であったが、国会は政府提案の軍事予算、製鋼所建設等の政府予算案が民党多数で否決されて12月25日に解散が命じられた。このため政府は12月26日付勅令(第247号)を以て富山県に対して676,354円が下付され、これにより先の125,000円と合わせて801,354円の復旧費が国庫補助されることになった。

なお、同勅令で10月28日に中部地方を襲った濃美地震に対して愛知県へ116万円余、岐阜県へ208万円余が、水害にあった福岡県へは35万円余が同時に国庫補助金が下付されている。

(2) 改修計画の実現

常願寺川の復旧工事着手までの経緯については高田の遺稿「常願寺川変更工事」に詳細な記述がある。

『於是、當時の知事森山茂君内務省に請ふて同省御雇工師デレーケ技師の実地検閲を求め、同氏8月6日来縣し、先ず上滝町以下河線の状勢、水害の景況等を巡視し、荒川口以下海岸に至る迄、洪水氾濫の跡、地盤の高低等を測量せん事を需め、県官数名直ちに之に従事し、而も同氏は同月12日より水源の実況視察の為、県官及び上新川郡役所員数名を随へ、出し原温泉に至り、其の近傍大鷲・小鷲山及立山等を巡視し、同17日富山に帰る。同技師の意見に依れ

ば「其の枝川にして立山より起る所の稱名川筋は地質堅固にして崩壊する所なく、流水も従って清浄なれば土砂扞止工の必要を見ず。然し大鷲・小鷲山等より起る所の湯川は常に濁流にして、土砂扞止の必要なるは勿論なりと雖、其の最も悪き所の温泉近傍の地盤の如きは往昔崩壊したる土砂岩石の堆積したるものなれば、甚だ懦弱にして其深さも亦地骨に達する迄は幾百尺なるを知り難きに由り、扞止工を施すに據る所を得ず。強いて之を施さんとするも到底経済の容す所に非ず」と云へり。

其後同氏は県下の大川早月川、黒部川、庄川、小矢部川、伏木港、神通川等を巡視し、各川に就き、治水法の大意を設しせり。(各川に関する同氏の意見は内務省に提出せし復命書に詳かなり)

デレーク氏は同月29日富山に帰るに、既に先に指示せられし測量及び其他の調査を終へたれば、氏は常願寺川工事計画の大意を県官に指示し、9月2日発途石川縣を経て帰京せり。

常願寺川に対する氏の意見は「まず沿岸の各用水水門を閉鎖し、東西共上流の山尾築堤なき處に於て各一口に合併し、上滝より大中島迄は霞堤を増設し、朝日一本木間は全り附替へ旧西堤を東堤となし、西方に一帶の新堤を築き、一本木町袋間は双方の堤を退け、川幅を擴め、町袋以下海の入口迄全り旧川を捨て、出水の際一川を形成せし所に従ひ新川を開き、兩岸堤防を築設する」の計画にして、築堤の方法も亦従來のものに比すれば、一層堅牢にして假令へば堤防を大ひに粘土を用ひ又大石を撰び、制水を設置する等の如き是なり。』

4. 工事計画の内容

改修工事は河口から約20km区間の高水対策で、工事内容は次の3項目に区分することができる。

①計画高水流量は7月19日に上滝、岩崎寺間で観測された水位を基準に毎秒時の流量を133,120立方尺(約3700m³/sec)とし、この流量を安全に河道を流下せしめる河川断面の確保する。(なお、現在の常願寺川計画高水流量は1975年決定の4600m³/sec、

それ以前は1935年の3100m³/sec)

このために i) 朝日村前〜一本木村間約4.5kmは付替、一本木村〜町袋村間約3.0kmは兩岸を引堤して河幅70間から180間に拡巾する。ii) 屈曲して白岩川と合流している河口部は、兩川を分離し、新設した流路は直線となして短縮する。

②修築・新築する堤防は出来るだけ連続とし、洪水時でも破堤しない強固な構造(図-3は最初に着工された大場前堤防の断面図である)で、根固めには制水工を施す。

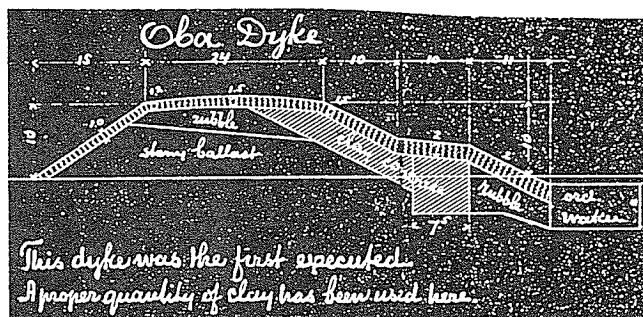


図-3 大場前堤防断面図

③土砂の堆積を助長する原因ともなっている左岸側に設置されていた数多くの用水取入口を締切って堤防を連続させ、取水口は河川扇頂部に位置する上滝(現大山町上滝)に設ける。

改修工事の設計は11月30日にデレークが再来富してから着手され、翌年の1月26日までの滞在中に大略の設計が完了し、工事は12月から着手された。この間の状況を遺稿で次のように記録されている。『知事より内務省へ稟請に依りデレーク工師は11月23日東京を發し、同30日富山着し、星井町浅野清三郎氏の邸に止宿し、之を以て常願寺川工事事務所となし、工事計画に着手し、先ず、同川筋大場前以下海岸まで西岸に沿ひ土地の高低を測量せしめ、第一に大場前霞堤の設計を成り。又該堤と馬瀬口間〆々其下中川口前及大中島前の上部は旧堤の高・幅を増し、之を一層強固とし、破壊所前設に倣ひ、旧位置により修築することと決し、12月中旬大場前と共に起工せり。

同月23日大中島霞堤2ヶ所、日置新堤、朝日一本

木間新川、芝草及宮成新堤、町袋以下海岸の新川等の位置につき大体の計画成り、之を處って一面には堤敷・川敷等を取調べ、其の土地買上げに着手し、又一面は各所に就き更に精細の高低測量を始めたるに、日々風雪烈しく、測量等各段の事務大いに遅滞し、築堤の設計も急に成難きに由り、工師腹案の大意を聞き、荒川口より朝日迄の分、概略の工費予算書を調製し、1月16日之に要する材料、人夫の請負を定め、起工の準備を成さしめ、而め後同月25日迄に、荒川口上下、大中島霞堤2ヶ所、大堤防、日置新堤、朝日新堤の設計成就し、工師は同26日出発帰京せり』

図-4は改修区間の平面図であるが、この設計についても高田は「常願寺工事計画」(未完か?)と題して、その内容を以下のように詳述している。

「西岸に於ては上滝町地内字○政山の切所は堤内地高きが故に復旧をなさず、上切口を堅め、下切口より高地迄斜めに締切り、馬瀬口及大場上切所は復旧し、其外欠壊箇所及薄弱の部分は3尺及至6尺の上盛をなし、更に前面石羽取(此地、石積工事を羽取と稱す)及根敷沈床蛇筵等を以て堅固にし、大場前下切所は復旧を止め下切口より一大霞堤を築き、荒川口(用水兼用の支川なり)は新堤を以て閉鎖し、其下切所二ヶ所は復旧し、其間の旧堤は凡そ6尺の上盛をなし、前面も亦更に堅固にし、大中島に於て旧堤二ヶ所を切断し、二箇の霞堤を築き、朝日村に至りて終り、此に於て西方の旧川を切落し一本木村に至る迄全く新川を設け、元西堤たりしものを東堤となし、西岸は長37丁余の新堤を築きたり。

是も上下両端ともに旧堤と連続せず、即ち一箇の

霞堤なり。一本木前長7丁許は旧堤を用ひ之上盛前腹附等を施し一層堅牢ならしめ、此より以下は旧河幅狭窄且屈曲甚しかりしを以て、宮城新より町袋迄旧堤を取壊し一本木旧堤に続き新堤を設け、町袋村字康申前に至りて止め、又一の霞堤となせり。

一本木と町袋に於て堤防を断離し、即ち霞堤となせしは本川に對し特に必要あるにあらざれしも、從來雨水及餘悪水を吐く所の川あり。或いは又一朝上流に於て破堤入川する事あれば、此に於て吐出せしめんが為なり。

町袋前に於て又全川を西岸にて切落し新川(長さ凡そ27丁)を設け、西水橋の西端に於て海に注かれる。西堤は町袋以上は二番堤(此處二重の堤となり、是は後堤を謂ふ)となり手屋村に至りて終り、又是より以下新川の本堤を合せ惣長2千4百余間なり。東堤は海岸より起り辻ヶ堂村に至り、旧西堤に接し、是より旧川を斜めに締切り、旧東堤に接し乃ち上の芝草新堤に連続せしめたり。新川敷地は元來卑地の地盤なりしが、一昨年は勿論其以前にも数回上流朝日村、大中島村等に於て破堤の際氾濫の水此に湊合し、自から一の川形を成せる所にして大体之に據て新川を開きたるものなり。

西岸(親のまちかい?)は上流岩崎寺村より日置村迄は概して地盤高く洪水氾濫の恐れなし。唯水勢の為岸脚崩壊し、漸次耕地を掠め去るなり。依て此間凡そ一里半許は唯護岸工事を施し、從來岸より斜めに突出せし石堤ありしも破壊せしものは復旧をなさず、僅かに西大森村の下部と半屋村の間堤防破損の箇所を修復するに止め。日置村前堤は一昨年の出水に過半破壊せしが、今回川幅を取擴むるにつき残存

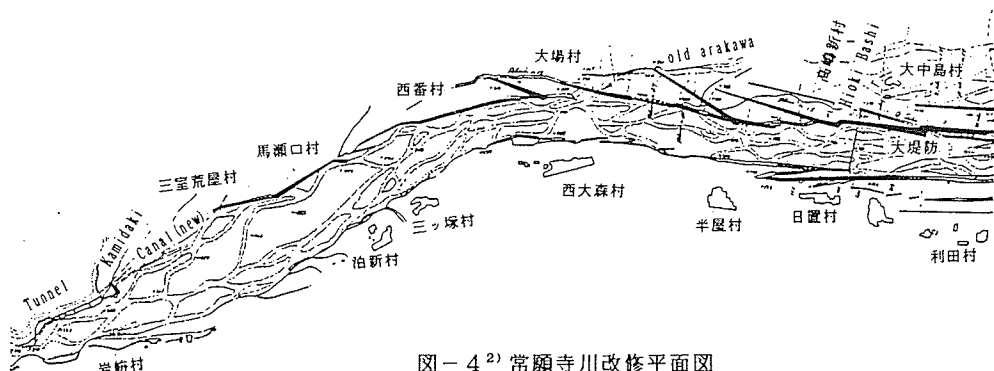


図-4²⁾ 常願寺川改修平面図

の處も総て取払ひたり。日置村以下は地面急に低く甚しきは河床より低き事15、6尺の處あり。太だ危険なれば此に半屋村の高地より起し、一大霞堤を築き、利田前の旧堤に連続せしめたり。

然るに是より以下は前に説く如く対岸に於て新川を開きたるが故に、此霞堤の尾端より斜めに下に向て朝日前旧堤に至迄は旧川締切の為新堤を築設するの計画にして、先ず仮制水を設けて流勢を新川に向はしめ、水路漸り順良となるに従ひ、全り旧川を締切るの目的なり。如是なるが故利田村以下常願寺川村迄の旧堤は殆んど不用に属したり、二杉村の前堤後堤共に其尾端川中に突出せるに由り、之を取壊し河幅を擴め残れる旧堤の部分は上盛腹附をなし、之に続き新堤を築き餘悪水を吐かしむる為連続せず、即ち霞堤となせり。芝草村より肘崎村に至る旧堤は弓形に湾曲せるを以て、之を毀除し長10丁の直線堤を築き、前頁に述べたる旧川締切新堤に接続せしめたり。

今、新旧両川の幅員及勾配を比較すれば別紙第二号図面の如し、而も旧川幅は甚だ不規則にして廣きは岩崎寺馬瀬口間にて500間なるも、狭き處は町袋前にて僅かに70間に過ぎず。今回大中島より上流は霞堤を設けたるのみにして、河幅を改めず朝日以下は川口迄180間の河幅となりたり。勾配も亦、大中島迄は新旧の間大差なきも、朝日以下は屈曲部を切断し、新川を設けたるに由り流路短縮し、随て旧川より一層急斜となれり。今後兩3年間は河床の変化

甚だしかるべきが、工事区域中最急の處は上滝山端より20丁間にあり、1/61、最緩は川口にありて1/623なり。川口は最初の設計に於て実設せし處より凡そ100間許り西方にありたるも、後海岸深淺を測り非常の深處あるを發見せしに依り、此處に川口を向はしたれば、将来川口に沙潮を生じ流路を淤塞するの患少なかるべし。』

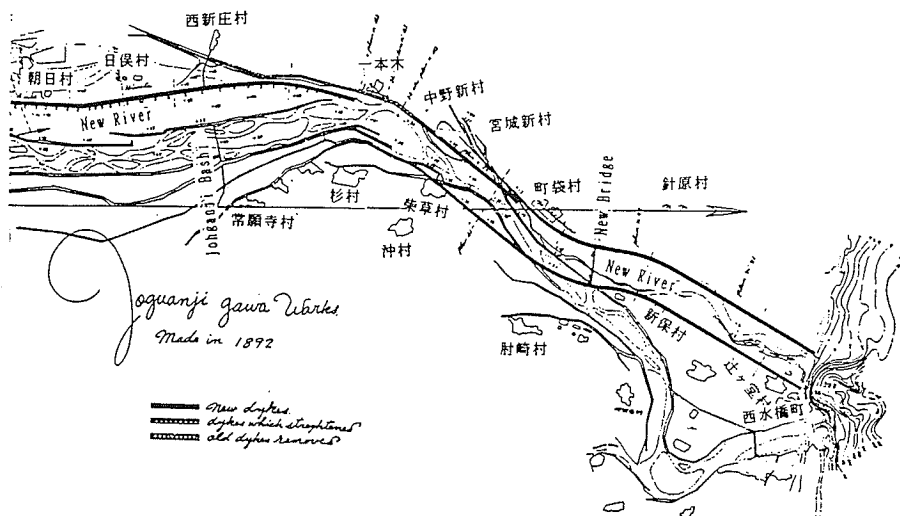
5. あとがき

1871(明治4)年7月、明治新政府は廃藩置県を実施し、その後、現在の都道府県の区域がほぼ固まったのは1887(明治20)年のことである。

この間、地方自治に関する法律は1878(明治11)年7月に制定された三新法と呼ばれる「郡区町村編成法」「府県会規則」「地方税規則」が最初である。

それまでの地方自治体の土木事業については1873(明治6)年の「府県河港道路修築規則」で、河川や道路を一等から三等に区分して、一、二等の道路、河川に要する費用は官費6、地方4の割合で施工するとされていた。

しかし、「地方税規則」の制定では地方税の税目や税の使途制限に関する規程が明確になり、第三条「地方税ヲ以テ支弁スヘキ費目」として「河港道路堤防橋梁建築修繕費」があり、国から地方への下渡金(補助金)の制度はあったものの、原則として地方の事業は地元負担とされた。



しかも、1880(明治13)年11月の「地方税規則の改正」で、国の財政が苦しいところから地方財源として地租付加税を1/5から1/3へ引き上げて、従来国が支弁していた費用は地方支弁に肩代わりさせ、また、翌年から土木事業に対する下渡金が廃止された。

この改正によって府県予算は相当増額となったが、土木事業の増大や災害復旧費等で数年後には歳出が膨張して財源不足を来し、明治10年代後半には米価も暴落して深刻な不況に見舞われた。

一方、国が直接施工する土木事業は殖産振興に結びつく全国14の河川事業、外国との条約で開港を約束した港湾事業と鉄道敷設が行なわれた程度である。

この直轄による河川工事は低水路工事と称した低水時及び中水時における流路を整理して河岸を固定せしめ、また、舟運の便を増すためのもので、1886(明治19)年からは洪水防御を目的とした高水工事を関係府県に負担させて、一体とした河川改修工事が開始された。

明治20年代になって国は内閣制度の確立から国会開設と制度が代わり、地方行政では「府県制・郡制」「市制・町村制」等の地方自治制度が確立されていた。しかし、地方自治体の財政に関する根本的な改正はなく、地方自治体へ国費からの土木補助費は若干増額されたものの、その用途は旧態復旧工事に限られ、新規工事は内閣の裁可が必要であった。

災害の復旧に対する国からの補助は、その都度府県からの申請によって内務省の土木職員が直接現場に出向いて被害の状況を視察し、府県会の決議を経て大蔵省へ申請する仕組みとなっていた。

初めて地方自治体の土木事業で国の負担が明確になったのは1896(明治29)年に制定された河川法である。また、災害復旧による国庫負担の規程は1899(明治32)年に「災害土木費国庫補助規程」が制定され、補助金の額の算定が統一された。

本論文で紹介した常願寺川改修工事は以上のような歴史の中で1891(明治24)年に未曾有の水害を被り、巨額の国庫補助を受けたものの、大幅な地方税の増額をも加えて富山県の年間予算の3倍強の事業費で県事業として実施された。

工事着手にあたって地域住民は納税者(tax payer)としての意識を強ち、中央政府の出先機関の性格を有していた県当局の施策に対して強い関心を持ち、議会は事業執行で対立することもあった。

技術的には来日以来我国の河川工事を数多く手掛けてきたデレーケの計画を踏襲したものであるが、そこには明治末年からの河川改修方針である「計画高水流量を定めて詳細な測量と流量計算に基づいて洪水時の流量を安全に流過させるための河道の設計と工事の施行」がなされていたことがわかった。

なお、本工事における常西合口用水工事、工事中のデレーケとの関わり、その後の県議会と県当局の対立などは調査・研究が不十分なことから割愛させていただいた。機会をみて発表させていただきたいと考えている。

なお、本文で紹介した高田雪太郎氏の遺稿は句読点のないカナ混じり文章を筆者が書き改めている。

最後に本文を作成するにあたり、河川工学の一般的知識を教授して頂いた東洋大学上林好之氏、建設省遠賀川工事事務所長菊池良介氏に感謝の意を表します。

参考文献および注釈

1. 富山県他 「とやまの河川」 1988・9
2. 富山県編 「富山県政史 第二巻」 1924・8
3. 富山県編 「富山県史 近代上」 1981・3
4. 地方自治百年史編集委員会編
「地方自治百年史 第一巻」 1992・3
5. 岩元和秋 「日本地方財政論」 1986・5
6. 伏木潤侯所編 「潤侯所創立百年史」 1983・12
7. 高橋 裕 「河川工学」 東京大学出版会 1990・3
8. 松浦茂樹 「1875年の堤防法案の審議から1896年の河川法成立に至る
河川行政の展開」 土木史研究 第14号 1994・6

注1：前掲「富山県政史 第二巻」 P370～377

注2：元図は67×98cmの青焼図で、英語で記述され地名は日本語が併記されている。設計図の殆どはデレーケのサインが記されているが、この図にはサインはなく、筆跡もデレーケとは異なり工事後に日本人が作成したものと推定される。